

大分県報

令和三年
第一七〇号
一月五日

（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
 漁港漁場整備法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定（三件）……………四
 大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用にあたり知事の許可を受けなければならない施設の指定（三件）……………四
 別府国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更案の縦覧……………五

告示

大分県告示第二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
 なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
 令和三年一月五日

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
 東京都品川区大井一―三十五―三
 ルートインジャパン株式会社
 代表取締役 永 山 泰 樹

2 特定事業場の所在地及び名称
 速見郡日出町大字平道字八郎鼻千七百六十八―一 他八筆
 グランヴィリオホテル別府湾和蔵の宿

令和三年一月五日

3 設置される特定施設の種類
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三
 イ ちゆう房施設、ロ 洗濯施設及びハ 入浴施設

種	能	力	種	類	汚水等の一日当たりの量		項目	単位	m ³ /日	通常	最大
					通常	最大					
工事着手予定年月日	許可後	八四七/回/基	力	洗濯施設	mg/l	mg/l	水素イオン濃度	mg/l	〇・八	通常	最大
工事完成予定年月日	許可後	三・八・三一	力	洗濯施設	mg/l	mg/l	生物化学的酸素要求量	mg/l	三〇〇	通常	最大
			力	洗濯施設	mg/l	mg/l	化学的酸素要求量	mg/l	二二〇	通常	最大
			力	洗濯施設	mg/l	mg/l	浮遊物質	mg/l	三四〇	通常	最大
			力	洗濯施設	mg/l	mg/l	窒素含有量	mg/l	一〇〇	通常	最大
			力	洗濯施設	mg/l	mg/l	りん含有量	mg/l	二	通常	最大
			力	洗濯施設	個/cm ³	個/cm ³	大腸菌群数	個/cm ³	五、〇〇〇	通常	最大
			力	洗濯施設	mg/l	mg/l	ホルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	三〇	通常	最大

大分県報（告示）

令和三年一月五日から同月二十六日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課、別府市役所及び日出町役場

大分県告示第三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。
令和三年一月五日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

漁港名 放置等禁止区域

陸 域 水 域

竹田津漁港

漁港区域（別図に示す区域）

船舶、はしご、
浮棧橋、ブイ
（浮標）

漁船を除く船
船、はしご、浮
棧橋、ブイ（浮
標）

（「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県東部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。
令和三年一月五日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

漁港名 放置等禁止区域

陸 域 水 域

大分漁港
白杵漁港

漁港区域（別図に示す区域）

船舶、はしご、
浮棧橋、ブイ
（浮標）

漁船を除く船
船、はしご、浮
棧橋、ブイ（浮
標）

（「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県中部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。
令和三年一月五日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

漁港名 放置等禁止区域

陸 域 水 域

香々地漁港

漁港区域（別図に示す区域）

船舶、はしご、
浮棧橋、ブイ
（浮標）

漁船を除く船
船、はしご、浮
棧橋、ブイ（浮
標）

（「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県北部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六号

大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。
令和三年一月五日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

漁 港 名

許 可 施 設

竹田津漁港

指定施設二〇江尻防砂堤内番号一五〇から一六三までで示された区域（別図に示す区域）
指定施設一〇二―二防波堤内番号三〇から三五まで及び二一〇から二二四までで示された区域（別図に示す区域）

〔別図〕は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県東部振興局に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第七号

大分県漁港管理条例(昭和三十三年大分県条例第四十二号)第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年一月五日

大分県知事 広瀬 貞

漁港名

許可施設

大分漁港
指定施設一〇号護岸、指定施設四二〇号物揚場及び指定施設五一〇号物揚場内番号一から八三までで示された区域(別図に示す区域)

白杵漁港
指定施設三七北防波堤及び三八北防波堤内番号三五〇から三六五までで示された区域(別図に示す区域)
指定施設三九西防波堤内番号一〇から一八までで示された区域(別図に示す区域)

〔別図〕は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県中部振興局に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第八号

大分県漁港管理条例(昭和三十三年大分県条例第四十二号)第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年一月五日

大分県知事 広瀬 貞

漁港名

許可施設

指定施設六四〇号物揚場内番号一二四から一四二までで示された区域(別図に示す区域)
指定施設八五〇号物揚場内番号三五〇から三五六まで、三七〇及び三七一で示された区域(別図に示す区域)

香々地漁港

指定施設九一北防波堤内番号五〇から五六までで示された区域(別図に示す区域)
指定施設九四一〇号物揚場内番号二三八から二五二までで示された区域(別図に示す区域)
指定施設一三二二〇号物揚場内番号四〇から四七までで示された区域(別図に示す区域)

〔別図〕は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県北部振興局に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり別府国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更の案を縦覧に供する。

なお、別府市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和三年一月五日

大分県知事 広瀬 貞

- 一 都市計画の種類
別府国際観光温泉文化都市建設計画道路
- 二 都市計画の変更に係る事項
別府国際観光温泉文化都市建設計画道路中三・四・一四号南立石亀川線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
三・四・一四号南立石亀川線	別府市大字南立石字板地中須賀	別府市亀川浜田町	一部幅員の変更 一部区域の変更

(区域は、別図のとおり)
三 都市計画変更の案の縦覧期間
令和三年一月六日(水)から
令和三年一月二十日(水)まで

令和三年一月五日

大分県報(告示)

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

別府市上野口町一番十五号 別府市建設部都市政策課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)